

平成21年度青森県食品衛生監視指導計画（案）に対する御意見と本県の考え方		
No.	意見の内容	本県の考え方
1	輸入冷凍餃子による健康被害事例の発生を踏まえ、この問題が何を意味しているのか食品業界及び消費者への啓発活動について計画化してほしい。	本県食品衛生行政への意見として拝聴しました。 食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションを担当する部局にも情報提供します。 （実施段階検討）
2	食品衛生監視員等の人員確保を図るとあるが、食品衛生監視員の人数と21年度の配置人数を具体的に示してほしい。	食品衛生監視員等の確保については、国が示した指針を受け、本計画に基づき必要な監視指導が実施できるといえる観点から記述しており、これまで品衛生監視指導計画の達成状況は概ね計画に沿って実施されていることについて食品衛生監視員等の配置数等を記載することについては必要ないと考えております。 （反映困難）
3	収去検査、違反食品の検体採取、食中毒調査における搬送はこれまで記述がなかったが何を意味するのか。	搬送とは、各保健所が収去検体等を取った後、検査機関まで運搬し、搬入することです。 これまでも検体の搬送は行われていたのですが、実態に即した記述に変更したものです。 （その他）
4	TSEスクリーニング検査について食品危害のリスクと掛かる費用にをどのように判断しているのか。	本計画における御指摘の部分は、監視指導の実施体制を記述しているものであり、既に実施されているTSEスクリーニング検査のリスク対効果について記述することは、食品衛生監視指導計画の目的から外れます。 この度の意見については、今後のTSE検査実施に係る検討時の参考とします。 （その他）
5	ポジティブリスト制度に基づく残留農薬等の検査成績をどのように誰と共有するのか。	本計画に基づき実施した収去検査における残留農薬等の検査結果については、農薬使用を指導する農林水産部局に提供し、適正使用の指導に資するようにしています。 （文章等修正）
6	食品表示の問題が発生していること、アレルギー物質の表示対象が拡大されていることから監視指導を徹底してほしい。	これまでも保健所では、アレルギー表示を含む表示に係る監視指導を行っていますが、引き続き関係部局とも連携し監視指導を行ってまいります。 （実施段階検討）
7	輸入食品における有機リン系毒物の収去検査を実施してほしい。	輸入食品における有機リン系農薬の収去検査の実施については、平成20年度より実施しており、本計画においても実施することとしています。 （記述済み）
8	食中毒の公表について範囲、程度（リスク）、公表手段等の判断について示してほしい。	原因施設が県の管轄になる食中毒事件は、その概要を全て県のホームページ及びマスコミに公表をしております。 （記述済み）
9	食品安全に関する情報提供とリスクコミュニケーションについて20年度は成果を上げていないと考えるが、消費者組織を活用するなど消費者の参加を促すような具体的計画等を提示してほしい。	食の安全・安心に係るリスクコミュニケーションを担当する部局にも情報提供し、連携した対応について検討します。 （実施段階検討）